

施 運 第 568 号

平成 28 年 9 月 2 日

各社会福祉施設等管理者 様

北海道保健福祉部長

社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について

一昨日、岩手県下閉伊郡岩泉町所在の認知症高齢者グループホームにおいて、台風 10 号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により、多数の入居者が亡くなるという被害があったところですが、このことについて、厚生労働省関係各課から別添のとおり通知があったので、お知らせします。

施設の運営管理に関しては、入所者等が安全で安心な日常生活及び社会生活を営むことができるよう、日頃より、防災対策を講じておくことが必要です。

このため、入所者等の避難や職員間の連絡体制等に係る具体的な計画の策定、消防等関係機関との通報・連携体制の整備、定期的な避難訓練の実施、消防団や地域住民との連携などについて、改めて体制の確認を行うなど、対応方よろしくをお願いします。

福祉局 施設運営指導課 法人運営G

主査（社会福祉法人） 藤田

TEL: 011-205-5275

FAX: 011-232-1097

雇児総発0901第3号
社援基発0901第1号
障障発0901第1号
老高発0901第1号
平成28年9月1日

都道府県
各指定都市民生主管部局長殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)

社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について

昨日8月31日、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の入居者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

つきましては、管内市町村及び社会福祉施設等に対し、下記の事項に留意の上、あらためて社会福祉施設等の非常災害対策及び入所者等の安全の確保に努めるよう、注意喚起をお願いいたします。

なお、本通知は現在の被害状況を踏まえて緊急的に発出するものであり、今後、事実関係を確認した上で、再度通知する可能性があることを申し添えます。

記

1. 非常災害時の施設等における入所者等の避難方法や、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するための具体的な計画の策定又は点検など、関係法令及び通知に基づき必要な措置を講じ、非常災害時に備えること。
2. 施設等の職員は、日頃から、気象庁など公的機関や、テレビ、ラジオ等の報道やインターネットによる気象情報等に関する情報の収集に努め、危険が想定される場合は上記1.の計画を踏まえ着実に避難を行うこと。
3. 日頃から消防等関係機関との通報・連携体制を整備し、定期的に職員にその周知及び徹底を図ること。
4. 定期的に避難訓練その他必要な訓練を実施すること。
5. 日頃から消防団や地域住民との連携を図り、非常災害時の際に避難等に協力してもらえらるような体制の構築に努めること。